

市議会令和8年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第11号

(第1集)

柏市

目 次

議案第 1 号	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 1 号資料	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について	5
議案第 2 号	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 2 号資料	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例について	15
議案第 3 号	柏市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 3 号資料	柏市行政手続条例の一部を改正する条例について	27
議案第 4 号	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 4 号資料	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例について	33
議案第 5 号	柏市税条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 5 号資料	柏市税条例の一部を改正する条例について	39
議案第 6 号	柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 6 号資料	柏市火災予防条例の一部を改正する条例について	45
議案第 7 号	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 7 号資料	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について	49
議案第 8 号	柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第 8 号資料	柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例について	53

議案第 9 号	柏市老人福祉センター条例の一部を改正する 条例の制定について	5 5
議案第 9号資料	柏市老人福祉センター条例の一部を改正する 条例について	6 1
議案第 1 0 号	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定について	6 5
議案第 1 0号資料	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について	7 5
議案第 1 1 号	柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制 定について	9 1
議案第 1 1号資料	柏市介護保険条例の一部を改正する条例につ いて	9 7

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市長及び教育委員会が保有する住登外者宛名情報を住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を処理するために必要な限度で相互に提供すること等ができることとしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成27年柏市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項本文中「及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（特定個人情報であるもののうち規則で定めるものに限る。以下「住登外者宛名情報」という。）」を削り、同条第3項中「住登外者宛名情報」を「住登外者宛名番号管理機能（本市の事務を処理するために使用する情報システムの機能であって、住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市の事務を処理するためにその情報を管理する必要があるものをいう。以下この項において同じ。）を特定する固有の番号を付し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」に改める。

別表第2の1の項及び2の項中「又は地方税関係情報」を「，地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の3の項中「又は医療保険給付関係情報」を「，医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の4の項中「又は地方税関係情報」を「，地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の5の項及び6の項中「又は障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」を「，障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の7の項及び8の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の9の項、10の項及び11の項中「又は生活保護関係情報」を「，生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の12の項中「又は地方税関係情報」を「，地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の13の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者

宛名情報」を加え，同表に次のように加える。

1 4 教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの
1 5 教育委員会	学校教育法第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの

別表第3の2の項中「又は住民票関係情報」を「，住民票関係情報又は児童扶養手当関係情報」に改め，同項を同表の3の項とし，同表の1の項を同表の2の項とし，同項の前に次のように加える。

1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの
------	---	-------	---------------------------

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	--	----	----------------------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第1号資料

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成27年柏市条例第42号）新旧対照表

改正前			改正後		
(個人番号の利用範囲)			(個人番号の利用範囲)		
第3条 略			第3条 略		
<p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる<u>特定個人情報及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(特定個人情報であるもののうち規則で定めるものに限る。以下「住登外者宛名情報」という。)</u>であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>			<p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>		
<p>3 本市の執行機関は、第1項第2号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める<u>特定個人情報及び住登外者宛名情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p>			<p>3 本市の執行機関は、第1項第2号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める<u>特定個人情報及び住登外者宛名番号管理機能(本市の事務を処理するために使用する情報システムの機能であって、住登外者(本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市の事務を処理するためにその情報を管理する必要があるものをいう。以下この項において同じ。)</u>を特定する固有の番号を付し、管理するものをいう。以下同じ。)による<u>住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p>		
4及び5 略			4及び5 略		
別表第2(第3条第2項)			別表第2(第3条第2項)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	1 市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

					めるもの		
4	市長	柏市遺児等養育手当等支給条例に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの	4	市長	柏市遺児等養育手当等支給条例に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報, <u>地方税関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
5	市長	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報,地方税関係情報,生活保護関係情報又は <u>障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの	5	市長	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報,地方税関係情報,生活保護関係情報, <u>障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
6	市長	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの	6	市長	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報, <u>障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
7	市長	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	7	市長	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
8	市長	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	8	市長	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
9	市長	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	9	市長	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報, <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
10	市長	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報,地方税関係情報,住民票関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	10	市長	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報,地方税関係情報,住民票関係情報, <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
11	市長	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	11	市長	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報, <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
12	市長	介護保険法による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの	12	市長	介護保険法による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, <u>地方税関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
13	市長	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	13	市長	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
				14	教育委員会	<u>特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務</u> であって教育委	<u>住登外者宛名情報</u> であって教育委員会規則で定めるもの

別表第3(第4条第1項第2号)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	略	略	略
2 教育委員会	学校教育法第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

員会規則で定めるもの

15 教育委員会	学校教育法第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの
----------	---	---------------------------

別表第3(第4条第1項第2号)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 教育委員会	略	略	略
3 教育委員会	学校教育法第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等
の一部を改正する条例の制定について

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会を改編し，柏市
行政不服審査会及び柏市情報公開・個人情報保護制度審議会を設置
したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等 の一部を改正する条例

(柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第1条 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏市行政不服審査会条例

第1条第1項中「本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、」を削り、「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」を「柏市行政不服審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「審査会」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「審議会」を「審査会」に改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する」を「の規定によりその権限に属させられた事項を処理する」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条中「審議会」を「審査会」に、「14人」を「4人」に改める。

第4条第1項中「委員は、」の次に「法律に関して」を加え、同条第2項本文中「2年」を「3年」に改める。

第5条の見出し中「及び副会長」を削り、同条第1項中「審議会」を「審査会」に改め、「及び副会長」を削り、同条第2項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第3項中「副会長は、会長を補佐し、」を削り、「事故があるときは」の次に「、あらかじめその指名する委員が」を加える。

第6条及び第6条の2を削る。

第7条第1項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第2項中

「審議会」を「審査会」に，「在任委員の半数」を「3人」に改め，同条第3項中「会議」を「審査会の会議」に改め，同条第4項から第6項までを削り，同条を第6条とする。

第7条の2中「審議会（第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては，部会。次条から第11条までにおいて同じ。）」を「審査会」に，「第12条」を「第13条」に改め，同条を第7条とする。

第8条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め，同条第1項前段中「審議会」を「審査会」に改め，「をした情報公開実施機関」の次に「（同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）」を，「をした個人情報保護実施機関」の次に「（柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年柏市条例第33号）第3条第1項に規定する市の機関及び市議会をいう。以下この項において同じ。）」を加え，同項後段及び同条第2項から第4項までの規定中「審議会」を「審査会」に改める。

第9条から第12条までの規定中「審議会」を「審査会」に改める。

第13条を次のように改める。

（調査審議手続の非公開）

第13条 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審査会の調査審議の手続は，公開しない。ただし，申出人がその口頭意見陳述を公開で行うことを希望する場合における口頭意見陳述については，この限りでない。

第14条を削り，第15条を第14条とし，第16条を第15条とする。

（柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正）

第2条 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第42号の3の次に次のように加える。

42の4	行政不服審査会委員	日額	24,000円
------	-----------	----	---------

（柏市附属機関設置条例の一部改正）

第3条 柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部

を次のように改正する。

別表市長の項柏市いじめ重大事態再調査委員会の目の次に次のように加える。

柏市情報公開・個人情報保護制度審議会	情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項並びに特定個人情報ファイルの取扱い及び特定個人情報ファイルに係る重要な変更についての調査及び審議並びに答申に関する事務	7人以内	2年
--------------------	---	------	----

(柏市情報公開条例の一部改正)

第4条 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条の2」を「第18条」に改める。

第17条の2を削る。

第18条中「不作為」の次に「（開示請求に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）」を、「行政不服審査法」の次に「（平成26年法律第68号）」を加える。

第19条の見出し中「審議会」を「柏市行政不服審査会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会」を「柏市行政不服審査会条例（平成16年柏市条例第12号）第1条第1項の規定により設置された柏市行政不服審査会」に改める。

(柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年柏市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「審議会」を「柏市情報公開・個人情報保護制度審議会」に改め、同条各号列記以外の部分中「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）第1条に規定する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会」を「柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）に基づき設置された柏市情報公開・個人情報保護制度審議会」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「旧条例」という。）第1条第1項の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者（旧条例第5条第1項に規定する会長である者及び旧条例第6条の2第1項の規定により合議体の構成員として指名されている者（附則第4項において「旧審議会の会長等であった者」という。）に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第1条の規定による改正後の柏市行政不服審査会条例第4条第1項の規定により同条例第1条第1項の規定により設置された柏市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 施行日前に旧審議会にされた諮問（旧条例第2条第1号に規定する諮問のうち、第4条の規定による改正前の柏市情報公開条例第19条第1項の規定によるものに限る。）でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者（旧審議会の会長等であった者を除く。）は、施行日に、第3条の規定による改正後の柏市附属機関設置条例に基づき設置された柏市情報公開・個人情報保護制度審議会（次項において「新審議会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例別表の規定に

かかわらず，施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 5 施行日前に旧審議会にされた諮問（旧条例第2条第2号に規定する諮問（柏市議会個人情報保護条例（令和5年柏市条例第10号）第50条の規定によるものを除く。）及び旧条例第2条第3号に規定する諮問に限る。）でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新審議会にされた諮問とみなし，当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は新審議会がした調査審議の手続とみなす。

議案第2号資料

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の
一部を改正する条例について

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p><u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例</u></p>	<p><u>柏市行政不服審査会条例</u></p>
<p>(設置等)</p> <p>第1条 <u>本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関とする。</u> (所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>柏市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「情報公開実施機関」という。)の諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について又は柏市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年柏市条例第33号)第3条第1項に規定する市の機関による同条例第9条の規定による諮問及び市議会による柏市議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>本市の機関の諮問に応じ特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱い及び当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることについて調査審議すること。</u></p> <p>(4) <u>前各号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について情報公開実施機関に、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について個人情報保護実施機関(第2号に規定する市の機関及び市議会をいう。以下同じ。)に、特定個人情報保護評価の実施に関する重要な事項について本市の機関に意見を述べること。</u></p> <p>(5) <u>行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議す</u></p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、<u>柏市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審査会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関とする。</u> (所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p>

ること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3及び4 略

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務(第2条第5号に掲げる所掌事務を除く。)を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(合議体)

第6条の2 審議会は、第2条第5号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができる。

2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、合議体について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「部会長」とあるのは、「審査長」と読み替えるものとする。

(議事)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事(第2条第2

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、法律に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3及び4 略

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、3人以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

号から第4号までの規定に係るものに限る。)に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

6 前各項の規定は部会の議事について、第1項から第3項までの規定は合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、合議体の議事について準用するときは、第2項中「の半数以上」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。

(第2条第1号に掲げる調査審議)

第7条の2 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあっては、部会。次条から第11条までにおいて同じ。)の調査権限及び調査審議の手続は、次条から第12条までに定めるところによる。

(審議会の調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等(柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。))をした情報公開実施機関若しくは個人情報保護に関する法律第78条第1項第4号及び柏市議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、同法第94条第1項及び同条例第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは同法第102条第1項及び同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。))をした個人情報保護実施機関又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為(当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。)に係る情報公開実施機関若しくは同法第127条及び柏市議会個人情報保護条例第48条に規定する開示請求等に係る不作為(当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。)に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。)に対し、情報開示決定等に係る公文書(柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報(同法第60条第1項及び柏市議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(第2条第1号に掲げる調査審議)

第7条 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審査会の調査権限及び調査審議の手続は、次条から第13条までに定めるところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、処分庁等(柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。))をした情報公開実施機関(同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)若しくは個人情報保護に関する法律第78条第1項第4号及び柏市議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、同法第94条第1項及び同条例第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは同法第102条第1項及び同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。))をした個人情報保護実施機関(柏市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年柏市条例第33号)第3条第1項に規定する市の機関及び市議会をいう。以下この項において同じ。)又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為(当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。)に係る情報公開実施機関若しくは同法第127条及び柏市議会個人情報保護条例第48条に規定する開示請求等に係る不作為(当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。)に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。)に対し、情報開示決定等に係る公文書(柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報(同法第60条第1項及び柏市議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、

- 2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等に対し、情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は処分庁等(以下「審査関係人」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審議会は、審査請求人又は参加人から申出があったときは、当該申出をした者(以下「申出人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、申出人から特に求めがあったときは、審議会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集してさせることができる。この場合において、申出人は、審議会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。
- 3 口頭意見陳述において、申出人は、審議会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審議会は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された書類等(以下「提出書類

審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 処分庁等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、処分庁等に対し、情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は処分庁等(以下「審査関係人」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人又は参加人から申出があったときは、当該申出をした者(以下「申出人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、申出人から特に求めがあったときは、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集してさせることができる。この場合において、申出人は、審査会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。
- 3 口頭意見陳述において、申出人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間、審査会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された書類等(以下「提出書類

等」という。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審議会が別に定める方法により表示したものの閲覧)又は当該提出書類等の写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。この場合において、審議会は、提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、同項の規定による閲覧をさせることができる。

4から6まで 略

(審査請求に係る事件の答申書の送付等)

第12条 審議会は、第2条第1号に規定する諮問について答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第13条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会)は、第2条第1号及び第5号に規定する審査請求に係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の会議の公開)

第14条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会又は第6条の2第1項の規定により置かれる合議体に所掌事務を分掌させる場合にあつては、それぞれ部会又は合議体)は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第5号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。

(委任)

第15条 略

等」という。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が別に定める方法により表示したものの閲覧)又は当該提出書類等の写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。この場合において、審査会は、提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、同項の規定による閲覧をさせることができる。

4から6まで 略

(審査請求に係る事件の答申書の送付等)

第12条 審査会は、第2条第1号に規定する諮問について答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第13条 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、申出人がその口頭意見陳述を公開で行うことを希望する場合における口頭意見陳述については、この限りでない。

(委任)

第14条 略

(罰則) 第16条 略	(罰則) 第15条 略
----------------	----------------

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

改正前				改正後			
別表第1(第2条)				別表第1(第2条)			
号	職名	支給区分	報酬額	号	職名	支給区分	報酬額
1から42の3まで 略				1から42の3まで 略			
43及び44 略				43及び44 略			
備考 略				備考 略			

柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）新旧対照表（第3条関係）

改正前					改正後				
別表(第2条)					別表(第2条)				
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会及び柏市いじめ重大事態再調査委員会 略				市長	柏市表彰審査会及び柏市いじめ重大事態再調査委員会 略			
						柏市情報公開・個人情報保護制度審議会	情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項並びに特定個人情報ファイルの取扱い及び特定個人情報ファイルに係る重要な変更についての調査及び審議並びに答申に関する事務	7人以内	2年
	柏市特別職報酬等審議会から柏市生涯学習推進協議会まで 略					柏市特別職報酬等審議会から柏市生涯学習推進協議会まで 略			
教育委員会及び上下水道事業管理者 略					教育委員会及び上下水道事業管理者 略				
備考 略					備考 略				

柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
目次 第1章及び第2章 略 第3章 審査請求(第17条の2—第20条) 第4章及び第5章 略 附則 (審査請求をすべき行政庁) 第17条の2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、開示決定等又は開示請求に係る不作為(開示請求に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)に係る審査請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応	目次 第1章及び第2章 略 第3章 審査請求(第18条—第20条) 第4章及び第5章 略 附則

じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等(開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下同じ。)が市長である場合 市長

(2) 処分庁等が教育委員会である場合 教育委員会

(3) 処分庁等が選挙管理委員会である場合 選挙管理委員会

(4) 処分庁等が監査委員である場合 監査委員

(5) 処分庁等が農業委員会である場合 農業委員会

(6) 処分庁等が固定資産評価審査委員会である場合 固定資産評価審査委員会

(7) 処分庁等が公営企業管理者又は消防長である場合 市長

(8) 処分庁等が議会である場合 議会

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁(審査請求がされた行政庁(行政不服審査法第14条の規定による引継ぎを受けた行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2から4まで 略

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為(開示請求に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(柏市行政不服審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁(審査請求がされた行政庁(行政不服審査法第14条の規定による引継ぎを受けた行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、柏市行政不服審査会条例(平成16年柏市条例第12号)第1条第1項の規定により設置された柏市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2から4まで 略

柏市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年柏市条例第33号)新旧対照表(第5条関係)

改正前	改正後
(審議会への諮問)	(柏市情報公開・個人情報保護制度審議会への諮問)
第9条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講じる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 <u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年柏市条例第12号)第1条</u> に規定する <u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会</u>	第9条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講じる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 <u>柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)に基づき設置された柏市情報公開・個人情報保護制度審議会</u> に諮問することができる。

に諮問することができる。

(1)から(3)まで 略

(1)から(3)まで 略

柏市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

柏市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

行政手続法の改正に準じ，条例等に基づく不利益処分を行う際の公示の方法による聴聞等の通知を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること等によってすることとしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市行政手続条例の一部を改正する条例

柏市行政手続条例（平成 8 年柏市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項前段中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を柏市公告式条例（昭和 29 年柏市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する市庁舎掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を柏市公告式条例（昭和 29 年柏市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する市庁舎掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条前段中「及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、同条後段中「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏市行政手続条例（以下「新条例」という。）第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例又は他の条例若しくは規則において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第3号資料

柏市行政手続条例の一部を改正する条例について

柏市行政手続条例（平成8年柏市条例第1号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を柏市公告式条例(昭和29年柏市条例第3号)第2条第2項に規定する市庁舎掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を柏市公告式条例(昭和29年柏市条例第3号)第2条第2項に規定する市庁舎掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合にお</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の</p>

いて、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名 あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

国家公務員の給与改定に準じて通勤手当の額の改定を行うとともに、災害応急作業等に従事した職員に支給する特殊勤務手当の新設、児童相談所における相談業務等に従事する職員に支給する特殊勤務手当の額の改定等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例

柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第1号中「（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからソまでを削り、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

別表第8中

「

危険作業手当		日額 400円以内
滞納整理手当	外勤交渉業務	日額 400円以内（ただし、月2,000円を超えるときは、2,000円とする。）
	財産差押業務	1件 400円以内（ただし、月1,000円を超えるときは、

を

		1,000円とする。)
社会福祉業務手当		月額 5,000円以内 (ただし、規則で定める勤務に従事した職員にあっては、日額1,000円以内とする。)

「

危険作業手当	火災現場における消火作業 その他の規則で定める作業	1回 400円以内
	その他の作業	日額 400円以内
滞納整理手当	外勤交渉業務	日額 400円以内 (1月につき2,000円を超える場合にあっては、2,000円)
	財産差押業務	1件 400円以内 (1月につき1,000円を超える場合にあっては、1,000円)
社会福祉業務手当	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)に基づく業務のうち規則で定めるものに従事する職員	日額 1,250円以内
	その他の職員	月額 5,000円以内

に

改め、同表夜間特殊業務手当の項中「1,100円」を「3,550円」に改め、同表に次のように加える。

災害応急作業等手当	日額 2,160円以内
-----------	-------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から正規の勤務時間（柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）第4条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）として夜間（午後10時から翌日の午前5時までをいう。）の業務に従事した職員に支給する当該業務に係る夜間特殊業務手当の額については、なお従前の例による。

（柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正）

- 3 柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条の表以外の部分中「及び第7項」を「から第8項まで」に改め、同表第12条第2項第1号の項読み替えられる字句の欄中「（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同表第12条第2項第2号の項を次のように改める。

第12条第2項第2号	支給単位期間につき、6 6,400円	66,400円
	に応じて規則で定める額 （短時間勤務職員又は育 児短時間勤務職員等（	及び
	を考慮して規則で定める 職員に限る。）にあつて は、その額から、その額 に規則で定める割合を乗 じて得た額を減じた額）	に応じて会計年度任用職 員に係る規則で定める額

第10条の表中

「第12条第8項」を「第12条第9項」に改める。

議案第4号資料

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例について

柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため<u>自転車その他の交通の用具</u>で規則で定めるもの(以下この条において「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用して、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として<u>6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。以下この条において同じ。)</u>につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等(1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。))にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>ア <u>自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)</u>が片道4キロメートル未満である職員 2,100円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キ</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため<u>自動車その他の交通の用具</u>で規則で定めるもの(以下この条において「<u>自動車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用して、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等(1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。))にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p>

ロメートル未満である職員 3,100円

ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,100円

エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,100円

オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3から5まで 略

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 略

8 略

別表第8(第13条第2項)

ロメートル未満である職員 3,100円

ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,100円

エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,100円

オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3から5まで 略

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

9 略

別表第8(第13条第2項)

種類		支給額	種類		支給額
行旅死病人取扱手当及び保健衛生業務手当 略			行旅死病人取扱手当及び保健衛生業務手当 略		
危険作業手当		日額 400円以内	危険作業手当	火災現場における消火作業 その他の規則で定める作業	1回 400円以内
				その他の作業	日額 400円以内
滞納整理手当	外勤交渉業務	日額 400円以内(ただし、月2,000円を超えるときは、2,000円とする。)	滞納整理手当	外勤交渉業務	日額 400円以内(1月につき2,000円を超える場合にあっては、2,000円)
	財産差押業務	1件 400円以内(ただし、月1,000円を超えるときは、1,000円とする。)		財産差押業務	1件 400円以内(1月につき1,000円を超える場合にあっては、1,000円)
社会福祉業務手当		月額 5,000円以内(ただし、規則で定める勤務に従事した職員にあっては、日額1,000円以内とする。)	社会福祉業務手当	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく業務のうち規則で定めるものに従事する職員	日額 1,250円以内
				その他の職員	月額 5,000円以内
労務手当から施設管理者手当まで 略			労務手当から施設管理者手当まで 略		
夜間特殊業務手当		1勤務 1,100円以内	夜間特殊業務手当		1勤務 3,550円以内
教員特殊業務手当から防疫等作業手当まで 略			教員特殊業務手当から防疫等作業手当まで 略		
災害応急作業等手当		日額 2,160円以内	災害応急作業等手当		日額 2,160円以内

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）新旧対照表（附則第3項関係）

改正前			改正後		
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第10条 給与条例第12条(第6項及び第7項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第10条 給与条例第12条(第6項から第8項までを除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第2項第1号	支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。以下この条において同じ。)につき、	略	第12条第2項第1号	支給単位期間につき、	略
	略	略		略	略
第12条第2項第2号	支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等	それぞれ次に定める額	第12条第2項第2号	支給単位期間につき、66,400円	66,400円
	規則	会計年度任用職員に係る規則		に応じて規則で定める額(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等(及び
	職員に限る。)	職員		を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗	に応じて会計年度任用職員に係る規則で定める額

				じて得た額を減じた額)	
第12条第3項第1号及び第12条第5項 略			第12条第3項第1号及び第12条第5項 略		
第12条第8項	略	略	第12条第9項	略	略

柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

地方税法の改正により公示送達についてインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること等によってすることとされることに伴い、公示送達に係る規定の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市税条例の一部を改正する条例

柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案第5号資料

柏市税条例の一部を改正する条例について

柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 柏市公告式条例(昭和29年柏市条例第3号)第2 条第2項に規定する市庁舎掲示場に<u>掲示して行 うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府 令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の 9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭 和26年法律第185号)第59条第1項に規定する 検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車につい て天災その他やむを得ない事由により種別割 を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をい う。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施 行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行 規則</u>」という。)第1条の8第1項に規定する方法 により不特定多数の者が閲覧することができる 状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が 記載された書面を柏市公告式条例(昭和29年柏 市条例第3号)第2条第2項に規定する市庁舎掲 示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に 設置した電子計算機の映像面に表示したもの の閲覧をすることができる状態に置く措置を とることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する 事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185 号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車 又は2輪の小型自動車について天災その他やむ を得ない事由により種別割を滞納している場 合においてその旨とする。</p>

柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

柏市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い簡易サウナ設備の位置，構造及び管理の基準を定めること等をしたので提案する。

柏市火災予防条例の一部を改正する条例

柏市火災予防条例（昭和37年柏市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第

14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第2項中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第6号資料

柏市火災予防条例の一部を改正する条例について

柏市火災予防条例（昭和37年柏市条例第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 略</p> <p>2 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及並びに市民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p>	<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。))に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。))の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>簡易サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 <u>一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。))の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 略</p> <p>2 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及並びに市民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に</p>

に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめ、その旨を、消防長に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 略

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2から(15)まで 略

資する活動の促進に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとするものは、あらかじめ、その旨を、消防長に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 略

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2から(15)まで 略

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

統計調査員の報酬の額を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第42号の4の次に次のように加える。

42の5	統計調査員	日額	13,000円以 内で任命権者が定 める額
------	-------	----	-----------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号資料

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条)				別表第1(第2条)			
号	職名	支給区分	報酬額	号	職名	支給区分	報酬額
1から42の4まで 略				1から42の4まで 略			
				42 の5	統計調査員	日額	13,000円以内で 任命権者が定め る額
43及び44 略				43及び44 略			
備考 略				備考 略			

柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市健康福祉審議会の所掌事務に健康増進に関する事項の調査審議を追加すること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例

柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「児童福祉に関する」を削る。

第2条第4号を同条第5号とし，同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市長の諮問に応じ，健康増進に関する事項を調査審議すること。

第3条第1項中「35人」を「50人」に改め，同条第3項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 健康増進事業に従事する者

第7条第6号を同条第7号とし，同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 健康増進専門分科会

第9条第1項第5号中「第7条第6号」を「第7条第7号」に改め，同号を同項第6号とし，同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康増進専門分科会 第2条第3号に規定する事項

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

議案第8号資料

柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例について

柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する<u>児童福祉に関する事項を含む。</u>)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>35人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p>3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>市長の諮問に応じ、健康増進に関する事項を調査審議すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>50人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p>3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>健康増進事業に従事する者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) <u>健康増進専門分科会</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>

<p>(5) <u>第7条第6号</u>の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項</p> <p>2から4まで 略</p>	<p>(5) <u>健康増進専門分科会 第2条第3号</u>に規定する事項</p> <p>(6) <u>第7条第7号</u>の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項</p> <p>2から4まで 略</p>
--	--

柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定
について

柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

老人福祉センターの開館時間の変更等をするとともに、施設の貸切りでの使用及び浴室の使用について利用料金を収受することとしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

柏市老人福祉センター条例（昭和49年柏市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表柏寿荘の項中「535番地」を「535番2」に改める。

第2条の3中第7号を第8号とし、同条第6号中「施設、設備等の」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「第3条第3号の規定による使用者の承認、」を削り、「許可の取消し等」を「使用許可の取消し等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第2項の規定による登録及び第3条の2の規定による登録並びに第3条の3の規定による登録の取消し等に関すること。

第2条の4本文中「午後4時」の次に「（金曜日及び土曜日にあつては、午後7時）」を加える。

第3条を次のように改める。

（使用者の範囲）

第3条 センターを使用することができる者は、市内に住所を有する60歳以上の者その他規則で定める者とする。

2 センターを使用しようとする者（規則で定める者を除く。）は、規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けなければならない。

第3条の次に次の2条を加える。

（登録）

第3条の2 別表第1に掲げる施設（以下「施設」という。）を貸切りで使用することができるものは、前条第2項の登録（以下「個人登録」という。）を受けている者をその構成員とする団体であつて規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けてい

るものその他規則で定める者（以下「登録団体等」という。）とする。別表第2に掲げる附帯設備（以下「附帯設備」という。）を使用することができるものも、同様とする。

（登録の取消し等）

第3条の3 指定管理者は、個人登録を受けた者若しくは前条の登録（以下「団体登録」という。）を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、個人登録若しくは団体登録を取り消し、又は個人登録若しくは団体登録の効力を停止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により個人登録又は団体登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第4条第1項中「センターを使用しようとするものは、あらかじめ」を「登録団体等は、施設を貸切りで使用しようとするとき又は附帯設備を使用しようとするときは、規則で定めるところにより」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

第4条第3項各号列記以外の部分中「許可」を「使用許可」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第4条の2中「許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センター」を「使用許可を受けた登録団体等は、施設又は附帯設備」に改める。

第4条の3の見出し中「許可」を「使用許可」に改め、同条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「許可」を「使用許可」に改め、同項第2号中「使用者」を「使用許可を受けた登録団体等」に、「許可」を「使用許可」に改め、同項第3号中「使用者」を「使用許可を受けた登録団体等」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「の施設」を削り、「施設を」を「施設若しくは附帯設備を」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第4条の4の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

使用許可を受けた登録団体等又は柏寿荘，南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの浴室（以下「浴室」という。）を使用する者は，規則で定めるところにより施設若しくは附帯設備又は浴室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし，登録団体等（その構成員の全員が60歳以上であり，かつ，その構成員の過半数が市内に住所を有しているものに限る。）が施設を貸切りで使用する場合その他指定管理者が特に認める場合は，この限りでない。

第4条の4第3項中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「使用者及び」を削り，「の施設又は」を「又はその」に改め，同条第2号中「の施設，設備等」を削り，同条第3号中「の施設」を削る。

第5条の3本文中「の施設，設備等」を削る。

第6条第2項中「附帯設備の使用者」を「使用許可を受けた登録団体等又は浴室を使用する者」に，「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表中「（第4条の4）」を「（第3条の2，第4条の4第3項）」に改め，同表を別表第2とし，附則の次に次の1表を加える。
別表第1（第3条の2，第4条の4第3項）

施設		単位（時間）	利用料金の額（円）
柏寿荘	多目的室1	3	400
	多目的室2	3	400
	新講座室	3	810
	陶芸室	3	1,010
南部老人福祉センター	茶室	3	400
	会議室1	3	400
	会議室2	3	400
	会議室1・2	3	810
	多目的室	3	1,010
	陶芸室	3	1,010
沼南老人福祉	教養娯楽室	3	400

センター	講座室	3	1, 0 1 0
	陶芸室	3	4 0 0

備考 登録団体等（その構成員の半数以上が市外に住所を有しているものに限る。）が使用する場合の利用料金の額は、利用料金の額（円）の欄に掲げる額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第4条の4第3項）

(1) 柏寿荘の浴室

区分	使用1回当たりの利用料金の額（円）
60歳以上の者又は児童等	200
上記以外の者	400

備考

- 1 「児童等」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 2 市外に住所を有する者（市内に通学する児童等を除く。）が使用する場合の利用料金の額は、上記以外の者の項使用1回当たりの利用料金の額（円）の欄に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの浴室

区分	使用1回当たりの利用料金の額（円）
60歳以上の者又は児童等	100
上記以外の者	200

備考 前号の表の備考に同じ。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の柏市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による登録、新条例第3条

の 2 の規定による登録，新条例第 3 条の 3 の規定による登録の取消し等，新条例第 4 条の規定による許可，新条例第 4 条の 2 の規定による届出，新条例第 4 条の 3 の規定による使用許可の取消し，新条例第 4 条の 4 の規定による利用料金の収受等，新条例第 4 条の 5 の規定による利用料金の減免及び新条例第 4 条の 6 ただし書の規定による利用料金の返還並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日前においても，新条例第 3 条から新条例第 4 条の 6 までの規定の例により行うことができる。

議案第9号資料

柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

柏市老人福祉センター条例（昭和49年柏市条例第36号）新旧対照表

改正前	改正後								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">柏寿荘</td> <td style="text-align: center;">柏市船戸山高野535番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略</p> <p>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</p> <p>第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせるセンターの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第3条第3号の規定による使用者の承認、第4条の規定による使用の許可等、第4条の2の規定による使用中止の届出及び第4条の3の規定による許可の取消し等に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>センターの施設、設備等の維持管理に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条の4 センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 <u>センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市内に居住する60歳以上の者</u></p> <p>(2) <u>構成員の全てが60歳以上の者で、かつ、その過半数が市内に居住する者である団体</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、指定管理者が認めるもの</u></p>	名称	位置	柏寿荘	柏市船戸山高野535番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">柏寿荘</td> <td style="text-align: center;">柏市船戸山高野535番2</td> </tr> </tbody> </table> <p>南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センター 略</p> <p>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</p> <p>第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせるセンターの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第3条第2項の規定による登録及び第3条の2の規定による登録並びに第3条の3の規定による登録の取消し等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第4条の規定による使用の許可等、第4条の2の規定による使用中止の届出及び第4条の3の規定による使用許可の取消し等に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>センターの維持管理に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条の4 センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時(金曜日及び土曜日にあつては、午後7時)までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 <u>センターを使用することができる者は、市内に住所を有する60歳以上の者その他規則で定める者とする。</u></p> <p>2 <u>センターを使用しようとする者(規則で定める者を除く。)は、規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けなければならない。</u></p> <p>(登録)</p> <p>第3条の2 <u>別表第1に掲げる施設(以下「施設」という。)を貸切りで使用することができるものは、前条第2項の登録(以下「個人登録」という。)を受けている者をその構成員とする団体であ</u></p>	名称	位置	柏寿荘	柏市船戸山高野535番2
名称	位置								
柏寿荘	柏市船戸山高野535番地								
名称	位置								
柏寿荘	柏市船戸山高野535番2								

(使用の許可等)

第4条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- (1) 略
- (2) 伝染性疾患に感染していると認められるとき。

(3) 略

(使用中止の届出)

第4条の2 許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、センターの使用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第4条の3 指定管理者は、前条の規定による届出があったときは、許可を取り消すものとする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命じることができる。

- (1) 略
- (2) 使用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 使用者が伝染性疾患に感染していると認められるとき。

(5) 災害、事故、センターの施設の補修その他の理由により施設を使用に供することができなくなったとき又は本市がセンターを

って規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けているものその他規則で定める者(以下「登録団体等」という。)とする。別表第2に掲げる附帯設備(以下「附帯設備」という。)を使用することができるものも、同様とする。(登録の取消し等)

第3条の3 指定管理者は、個人登録を受けた者若しくは前条の登録(以下「団体登録」という。)を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、個人登録若しくは団体登録を取り消し、又は個人登録若しくは団体登録の効力を停止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により個人登録又は団体登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用の許可等)

第4条 登録団体等は、施設を貸切りで使用しようとするとき又は附帯設備を使用しようとするときは、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 略

(使用中止の届出)

第4条の2 使用許可を受けた登録団体等は、施設又は附帯設備の使用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第4条の3 指定管理者は、前条の規定による届出があったときは、使用許可を取り消すものとする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命じることができる。

(1) 略

(2) 使用許可を受けた登録団体等が偽りその他不正の行為により使用許可を受けたとき。

(3) 使用許可を受けた登録団体等がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害、事故、センターの補修その他の理由により施設若しくは附帯設備を使用に供することができなくなったとき又は本市が

使用する必要が生じたとき。

(6) 略

(附帯設備の利用料金)

第4条の4 別表に掲げる附帯設備(以下「附帯設備」という。)の使用者は、規則で定めるところにより、附帯設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 略

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(禁止事項)

第5条 使用者及びセンターに入館する者は、センターの施設又は敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) センターの施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をすること。

(3) センターの施設の定員を超えて入館すること。

(4)から(11)まで 略

(損害賠償)

第5条の3 センターの施設、設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第6条 略

2 前項に規定する場合において、市長は、第4条の4の規定にかかわらず、附帯設備の使用者から別表に定める額の使用料を徴収するものとする。

3 略

センターを使用する必要が生じたとき。

(5) 略

(利用料金)

第4条の4 使用許可を受けた登録団体等又は柏寿荘、南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの浴室(以下「浴室」という。)を使用する者は、規則で定めるところにより施設若しくは附帯設備又は浴室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。ただし、登録団体等(その構成員の全員が60歳以上であり、かつ、その構成員の過半数が市内に住所を有しているものに限る。)が施設を貸切りで使用する場合は、この限りでない。

2 略

3 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(禁止事項)

第5条 センターに入館する者は、センター又はその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) センターを汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をすること。

(3) センターの定員を超えて入館すること。

(4)から(11)まで 略

(損害賠償)

第5条の3 センターに損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第6条 略

2 前項に規定する場合において、市長は、第4条の4の規定にかかわらず、使用許可を受けた登録団体等又は浴室を使用する者から別表第1から別表第3までに定める額の使用料を徴収するものとする。

3 略

別表第1(第3条の2、第4条の4第3項)

施設		単位(時間)	利用料金の額(円)
柏寿荘	多目的室1	3	400
	多目的室2	3	400
	新講座室	3	810
	陶芸室	3	1,010
南部老人福	茶室	3	400

別表(第4条の4)

略

社センター	会議室1	3	400
	会議室2	3	400
	会議室1・2	3	810
	多目的室	3	1,010
	陶芸室	3	1,010
沼南老人福祉センター	教養娯楽室	3	400
	講座室	3	1,010
	陶芸室	3	400

備考 登録団体等(その構成員の半数以上が市外に住所を有しているものに限る。)が使用する場合の利用料金の額は、利用料金の額(円)の欄に掲げる額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第2(第3条の2, 第4条の4第3項)

略

別表第3(第4条の4第3項)

(1) 柏寿荘の浴室

区分	使用1回当たりの利用料金の額(円)
60歳以上の者 又は児童等	200
上記以外の者	400

備考

- 1 「児童等」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 2 市外に住所を有する者(市内に通学する児童等を除く。)が使用する場合の利用料金の額は、上記以外の者の項使用1回当たりの利用料金の額(円)の欄に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの浴室

区分	使用1回当たりの利用料金の額(円)
60歳以上の者 又は児童等	100
上記以外の者	200

備考 前号の表の備考に同じ。

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加すること等を行いたいので提案する。

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は，次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号イ中「，高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に，「及び介護保険法」を「，介護保険法」に改め，「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同号カ中「並びに介護納付金」を「，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め，同条第2号イ中「，病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条第1項第1号中「昭和33年厚生省令第53号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第19条の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第19条の2の4第1項第1号中「相当する額を」の次に「被保険者に係る」を加え、「国民健康保険法施行規則」を「省令」に改める。

第19条の2の9第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第19条の5第1項第1号中「相当する額を」の次に「介護納付金賦課被保険者に係る」を加え、「国民健康保険法施行規則」を「省令」に改める。

第20条を次のように改める。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第20条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第23条及び第23条の3から第23条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第23条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項，法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第20条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第20条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は，当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に，当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第20条の3 前条の所得割額は，被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に，次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第20条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から，第20条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の53に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては，省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額の見込額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第20条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第20条の5 第20条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第22条第1項中「若しくは第19条の2の2」を「、第19条の2の2若しくは第20条の2」に、「、第19条の3」を「若しくは第19条の3」に、「、第23条の3第1項(同条第2項)」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に改め、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条の3第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第23条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「第19条の2の2」の次に「若しくは第20条の2の額」を、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第23条の5第1項」に改める。

第23条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第4項」を加

え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に、「者以外のもの」を「もの以外の者」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に、「者以外のもの」を「もの以外の者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第20条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第20条の5に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した

日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第6項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乘じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳

以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて
得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者
均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以
上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第23条の2中「及び前条第1項」を「，第19条の2の3，第
19条の4及び第20条の3並びに前条第1項（同条第2項又は第
3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4
項」に改める。

第23条の3第1項中「第14条第2項」を「同条第2項」に，
「切り上げ」を「切上げ」に，「第4項」を「第5項」に改め，同
条第6項後段中「第4項」を「第5項」に，「第14条」とある
のは「第19条の2の4」を「同項第1号中「第14条の」とある
のは「第19条の2の4の」と，「第23条第1項各号」とあるの
は「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」
と，同号及び同項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第19
条の2の4第2項」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項を
同条第6項とし，同条第4項第1号及び第2号中「切り上げ」を
「切上げ」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項の次に次の
1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は，子ども・子育て支援納付金賦課額
の減額について準用する。この場合において，第1項中「基礎賦
課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と，「第
14条」とあるのは「第20条の4」と，第2項中「第14条第
3項」とあるのは「第20条の4第3項」と読み替えるものとす
る。

第23条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は，子ども・子育て支援納付金賦課額
の減額について準用する。この場合において，第5項中「基礎賦
課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と，同項
第1号中「第14条の」とあるのは「第20条の4の」と，「第
23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と，同号

及び同項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第20条の4第2項」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第20条の4第3項」と読み替えるものとする。

第23条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「国民健康保険法施行規則第32条の10の2」を「省令第32条の10の3」に改め、同条第8項前段中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「同項第2号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項後段中「第5項」を「第6項」に改め、「第19条の2の8」と」の次に「、同項第2号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第20条の2」と、「第19条」とあるのは「第20条の5」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第20条の4第2項」と読み替えるものとする。

第23条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第20条の2」と、「第19条」とあるのは「第20条の5」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と、

第7項中「第14条第2項」とあるのは「第20条の4第2項」と読み替えるものとする。

第23条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第20条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第23条第4項、第23条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第20条の4第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第20条の4第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第26条中「及び介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の2、第20条から第20条の5まで、第22条から第23条の5まで及び第26条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第10号資料

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(保険料の賦課額)</u> 第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)<u>第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)<u>並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)<u>の合算額とする。</u></p>	<p><u>(保険料の賦課額)</u> 第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p>
<p>(基礎賦課総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 略 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付</p>	<p>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)<u>第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u> (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。) (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)<u>につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u> (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(基礎賦課総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 略 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付</p>

に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウからオまで 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ及びエ 略

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の57に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2)及び(3) 略

に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウからオまで 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ及びエ 略

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の57に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第19条の2の4 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2) 略

2及び3 略

(介護納付金賦課総額)

第19条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第19条の5 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

2及び3 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第19条の2の4 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2) 略

2及び3 略

(介護納付金賦課総額)

第19条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第19条の5 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2) 略

2及び3 略

第20条 削除

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2) 略

2及び3 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第20条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第23条及び第23条の3から第23条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第23条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)

につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第20条の3 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第20条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めたとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第20条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の53に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第20条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第20条の5 第20条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介

護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第19条の2の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第19条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第19条の2の2若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する納付義務者に対し

護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第19条の2の2若しくは第20条の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第23条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第19条の2の2若しくは第20条の2の額若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第23条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第23条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する納付義務者に対し

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第

1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条

28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第4項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条

の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

2及び3 略

の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

2及び3 略

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第20条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第20条の5に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山

林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ

(特例対象被保険者等の特例)

第23条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。

2及び3 略

るものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

(特例対象被保険者等の特例)

第23条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、第19条の2の3、第19条の4及び第20条の3並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第4項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項」とあるのは「所得税法第57条第1項」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。))。

2及び3 略

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の2の4」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第19条の2の4第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第20条の4」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第20条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第14条の」とあるのは「第19条の2の4の」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、同号及び同項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第19条の2の4第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第14条の」とあるのは「第20条の4の」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と、同号及び同項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第20条の4第2項」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第20条の4第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する

額を超える場合には、同条に規定する額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2から4まで 略

5 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の2の2」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第6項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。

額を超える場合には、同条に規定する額)とする(第6項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2から4まで 略

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第20条の2」と、「第19条」とあるのは「第20条の5」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第20条の4第2項」と読み替えるものとする。

6 略

7 略

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の2の2」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、同項第2号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、同項第2号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て

支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第20条の2」と、「第19条」とあるのは「第20条の5」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と、第7項中「第14条第2項」とあるのは「第20条の4第2項」と読み替えるものとする。
(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第20条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第23条第4項、第23条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第20条の4第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第20条の4第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

(保険料の端数計算等)

第26条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれに100円未満の端数があるとき又はそのそれぞれの全額が100円未満であるときは、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれについてその端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額を納期ごとに分割する場合において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれの納期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額にそれぞれ合算するものとする。

(保険料の端数計算等)

第26条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれに100円未満の端数があるとき又はそのそれぞれの全額が100円未満であるときは、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについてその端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額を納期ごとに分割する場合において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれの納期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額にそれぞれ合算するものとする。基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦

<p><u>課額</u>に変更があったときも、同様とする。</p>	<p>とする。基礎賦課額，後期高齢者支援金等賦課額，<u>介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>に変更があったときも、同様とする。</p>
-----------------------------------	---

柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い，令和 8 年度の保険料率の算定に関する特例等を定めたいので提案する。

柏市介護保険条例の一部を改正する条例

柏市介護保険条例（平成12年柏市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「合計所得金額（」を削り、「をいう。以下同じ」を「（以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という）」に改め、「する。以下」の次に「この項において」を加える。

附則第3項の前の見出し及び同項，附則第4項，附則第5項の前の見出し及び同項，附則第6項，附則第7項，附則第8項の前の見出し及び同項並びに附則第9項を削り，附則第10項中「合計所得金額に」の次に「給与所得（」を，「給与所得」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え，同項を附則第3項とし，同項の次に次の見出し，3項，見出し及び3項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 4 第1号被保険者（令和8年4月1日において本市に住所を有しない者を除き，同年1月1日において本市に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。）のうち，令和7年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア，第11号ア，第12号ア，第13号ア，第14号ア，第15号ア，第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律

第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

5 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア,第13号ア,第14号ア,第15号ア,第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、」とする。

6 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア,第13号ア,第14号ア,第15号ア,第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項

第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。）（）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

7 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年4月1日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、同年1月1日において本市に住所を有するもの（地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円か

ら同年の合計所得金額を控除して得た額が，同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり，かつ，1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり，かつ，1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が，650,000円から，同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず，かつ，令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって，次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり，かつ，柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が，同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり，かつ，柏市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり，かつ，柏市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除し

て得た額が，650,000円から，同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 8 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については，当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し，かつ，同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは，当該第1号被保険者は，同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度分の保険料の減免に係る特例）

- 9 令和8年度分の保険料に係る第10条第1項の規定の適用については，同項中「申請により」とあるのは，「申請により（規則で定める場合にあつては，当該保険料の納付義務者の申請によらず）」とする。

附則第11項を附則第10項とし，附則第12項を附則第11項とし，附則第13項の前の見出しを削り，同項を附則第12項とし，同項の前に見出しとして「（沼南町との合併に伴う経過措置）」を付し，附則第14項を附則第13項とし，附則第15項から附則第17項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

議案第11号資料

柏市介護保険条例の一部を改正する条例について

柏市介護保険条例（平成12年柏市条例第16号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 法第129条第2項の規定による令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,560円</p> <p>ア <u>合計所得金額</u>(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)から(18)まで 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)</u></p> <p><u>3 平成12年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,080円</u></p> <p><u>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,120円</u></p> <p><u>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,150円</u></p> <p><u>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 10,190円</u></p> <p><u>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 12,230円</u></p> <p><u>4 平成13年度における保険料率は、第3条の規</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 法第129条第2項の規定による令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,560円</p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(<u>以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。</u>)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。<u>以下この項において同じ。</u>)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)から(18)まで 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>附 則</p>

定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 12,230
円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 18,350
円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 24,460
円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 30,580
円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 36,690
円

(平成12年度の納期の特例)

5 平成12年度の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期	10月1日から同月末日まで
第2期	11月1日から同月末日まで
第3期	12月1日から同月25日まで
第4期	1月1日から同月末日まで
第5期	2月1日から同月末日まで
第6期	3月1日から同月末日まで

6 平成12年度に限り、第4条第2項の規定の適用については、同項前段中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

(平成13年度の納期ごとの保険料額の特例)

7 平成13年度においては、第5期から第10期までの各納期に納付すべき保険料額は、第1期から第4期までの各納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度において賦課期日後に資格の取得又は喪失等があった場合の保険料額の算定の特例)

8 平成12年度及び平成13年度において保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 平成12年度 平成12年度を通じて第1号被保険者の資格を有したとした場合の保険料額(次項において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数(当該資格を取得した日の属する月を含み、当該資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額

(2) 平成13年度 次に掲げる額の合計額

ア 平成13年度を通じて第1号被保険者の

資格を有するとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に平成13年4月から同年9月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

イ 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から平成14年3月までの間において第1号被保険者の資格を有する月数を乗じて得た額

9 平成12年度及び平成13年度において保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。), ロ若しくはハ, 同項第2号ロ, 同項第3号ロ又は同項第4号ロ(以下この項において「令第38条第1項第1号イ等」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は, 第6条第3項の規定にかかわらず, 次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日が平成12年4月2日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号イ等に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日が平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ等に該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該該当するに至った令第38条第1項第1号イ等に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合計額

(3) 令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日が平成13年4月2日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ等に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額, 当該該当するに至った令第38条第1項第1号イ等に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該該当するに至った令第38条第1項

第1号イ等に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合計額

(4) 令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日が平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ等に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額に3分の1を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号イ等に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合計額

(5) 令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日が平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ等に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額に3分の1を乗じて得た額、令第38条第1項第1号イ等に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該該当するに至った令第38条第1項第1号イ等に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該令第38条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合計額

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

10 第1号被保険者のうち、合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

3 第1号被保険者のうち、合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

4 第1号被保険者(令和8年4月1日において本市

に住所を有しない者を除き、同年1月1日において本市に住所を有する者(地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

5 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、」とする。

6 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保

保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この項及び附則第3項において「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

7 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年4月1日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、同年1月1日において本市に住所を有するもの(地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、柏市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、柏市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

8 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>11</u> 略 (柏市特別会計条例の一部改正)</p> <p><u>12</u> 略 (沼南町との合併に伴う経過措置)</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p><u>17</u> 略</p>	<p>(令和8年度分の保険料の減免に係る特例)</p> <p><u>9</u> <u>令和8年度分の保険料に係る第10条第1項の規定の適用については、同項中「申請により」とあるのは、「申請により(規則で定める場合にあつては、当該保険料の納付義務者の申請によらず)」とする。</u> (延滞金の割合の特例)</p> <p><u>10</u> 略 (柏市特別会計条例の一部改正)</p> <p><u>11</u> 略 (沼南町との合併に伴う経過措置)</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略 (介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p><u>16</u> 略</p>
--	--

